

50%から75%に引き上げられたことから、緊密な国際協力の下、我が国においても、PSC実施体制の充実強化を図った。

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準の整備

船舶の安全性を確保するため、海上人命安全条約（SOLAS条約）等、船舶の構造、設備等の安全基準を船舶安全法（昭8法11）及びその関係省令において規定している。平成13年10月には、内航船舶に係る満載喫水線基準の合理化のための検討を行い、関連規則の改正を行った。

また、平成14年7月から20年7月にかけて段階的に搭載が義務化される船舶自動識別装置（AIS）についても、国内法の整備を行っている。

さらに、平成14年5月からの交通バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー化の義務化に対して、旅客船事業者等が混乱なく、円滑に対応できるように、旅客船のバリアフリー基準説明会の開催等必要な対策を講じた。

平成9年1月の「ナホトカ号」事故、11年12月の「エリカ号」事故におけるタンカーからの大規模油流出を受けて、13年4月、国際海事機関（IMO）においてタンカーの安全性向上のため、シングルハル（単船殻）タンカーを段階的に廃止し、ダブルハル（二重船殻）タンカーの建造を促進することを内容とする1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（MARPOL条約）の改正（14年9月施行）が採択された。

2 重大海難事故の再発防止

平成12年9月11日に発生した沖合底びき網漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故を受け、13年3月27日に同種事故の再発防止対策及び今後の課題に関する提言を取りまとめた。この提言を受け、再発

防止対策として、総トン数160トン船尾トロール型沖合底びき網漁船（類似船である124トン船尾トロール型沖合底びき網漁船を含む。）を対象に「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び「操業中の安全な作業、操船の実施」について漁業関係者に対し指導した。

3 危険物の安全審査体制の整備

放射性物質等危険物の海上輸送の増加及び化学工場から発生する危険物の多様化に対応して、船舶による危険物の海上運送に関する安全基準を整備するとともに、安全審査体制の強化を図った。

4 船舶の検査体制の充実

近年、技術革新により軽合金波浪貫通型双胴船体にウォータージェット推進機を搭載した船舶等従来の設計手法とは全く異なる船型等を有する船舶が増加していること等から、高度で複雑な検査が必要とされている。また、海難防止等のため、SOLAS条約の改正に的確に対応することが必要とされているため、船舶検査体制の整備充実に努めている。

さらに、小型船舶の検査については、海洋性レクリエーションの発展とともに、増加・多様化しているプレジャーボート等に対応するため、小型船舶の検査実施機関である小型船舶検査機構の検査体制の整備充実を図っている。

5 船舶の安全管理の向上

国際安全管理規則（ISMコード）が平成14年7月から新たに適用となる貨物船等について、円滑な実施体制の整備を図るとともに国際的な協力体制の構築に努めた。

一方、内航海運について、任意でISMコードと同等の認証が取得できることを定めた「船舶安全管理認定書等交付規則」（平12運輸省告示274）に基づく認証の円滑な実施に向け実施体制の整備

拡充を図った。

6 外国船舶の監督の推進

近年における人的要因に係る海難等の発生に対応するため、操作要件（乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか）に係るPSCやISMコードに関するPSCを重点的に実施するとともに、GMDSS（海上における遭難及び安全のための通信システム）の関連要件等に関するPSCの強化を図った。

また、東京MOUに基づき、検査官研修及びセミナーの開催等、PSC実施体制の充実強化を図っている。

第5節 各種船舶等の安全対策の充実

1 小型船だまり、マリナー等の整備

(1) 小型船だまり等の整備

漁船等の小型船舶が専ら利用する漁港にあっては、防波堤等の外郭施設、航路泊地等の水域施設の整備を推進し、漁船等の安全の確保が図られるよう努めた。また、プレジャーボート等と漁船とのトラブル等を防止するため、新たに静穏水域を確保しプレジャーボート等を分離・収容するための施設等を整備する漁港利用調整事業を行うとともに、漁港内の既存の静穏水域を有効活用してプレジャーボート等の収容を図るための施設等を整備する漁港漁村活性化対策事業を実施し、漁港の秩序ある利用を図った。

漁船等の小型船舶と大型船舶とが共に利用する港湾にあっては、小型船だまりを港内の適切な位置に整備することにより、小型船舶とその他の船舶との分離を図った。

(2) マリナー等の整備

港湾の秩序ある利用を図るとともに、プレジャーボートの適切な係留・保管場所を確保するため、プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリナー等の整備を平良港等10港で実施した。ま

た、既存の静穏水域や遊休護岸を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留施設であるボートパークを和歌山下津港等12港で整備した。

マリナー等の施設整備に当たっては、プレジャーボートの活動の安全を確保し、秩序ある海域の利用を図るため、施設の配置計画に十分留意するとともに、施設における安全性の確保に努めた。

(3) 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

近年、様々な問題が顕在化している放置艇対策として、係留・保管能力の向上とあわせて、港湾法に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情に応じた適切な規制措置の実施を推進した。

また、小型船舶の所有権の公証及び放置艇対策を目的とした小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）が平成13年7月4日に公布され、14年4月1日に施行された。この法律の施行により、小型船舶の所有者が確認され、放置艇の適切な保管場所への誘導等の効果が期待される。

2 漁船の安全対策の推進

漁船の海難による死亡・行方不明者数は、他の船舶よりも高い水準となっており、全体の4割以上を占めている。この現状を踏まえ、死亡・行方不明者を伴う可能性の高い衝突、転覆、乗揚げ等の海難を防止するため、海難防止講習会の開催や訪船指導の実施等により、見張りの励行等について指導・啓発を行い、乗組員の安全運航の意識向上に努めた。

専ら本邦の海岸から12海里以内において漁ろうに従事している総トン数20トン未満の小型漁船は、当分の間、船舶安全法に定める構造・設備等の技術基準の適用が免除されているが、これらの船舶の安全性について評価を行った。

また、漁船の海難や海中転落事故の防止に重点を置いて安全対策の強化を図るため、海難が多発している海域で操業する漁船の主要漁業基地にお